

建築物における駐車施設の附置等に関する 条例の取扱について（手引書）

令和元年 5 月 31 日 都市計画局

【目次】

第 1	車室について	．．．．．	P 1 ～ 2
第 2	車路について	．．．．．	P 3 ～ 5
第 3	特殊装置について	．．．．．	P 6 ～ 7
第 4	出入口について	．．．．．	P 8 ～13
第 5	各種申請等について	．．．．．	P 14～50
	1. 附置義務緩和申請について	．．．．．	P14～P17
	2. " 工事完了届について	．．．．．	P18～P19
	3. 共同駐車場の指定について	．．．．．	P20～P26
	4. " 工事完了届について	．．．．．	P27～P28
	5. " 状況報告について	．．．．．	P29～P30
	6. 敷地外設置（条例第 9 条第 1 項）について	．．．．．	P31～P35
	7. " にかかる継続設置の報告について	．．．．．	P36～P37
	8. 共同駐車場への設置（条例第 9 条第 2 項）について	．．．．．	P38～P43
	9. " にかかる継続設置の報告について	．．．．．	P44～P45
	10. 敷地内の駐車施設等の位置等の変更について	．．．．．	P46～P48
	11. 措置命令書について	．．．．．	P49～P50
第 6	駐車施設整理票の提出について	．．．．．	P 51～55

この手引書は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例の取り扱いに関して、
各種基準、手続き等について取りまとめたものです。

この手引書において、

○条例は「建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 39 年 6 月 11 日大阪市条例第 93 号）」

○規則は「建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成 20 年 5 月 30 日大阪市規則第 111 号）」

○基準は「建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準（平成 2 年 3 月 22 日大阪市告示第 196 号）」

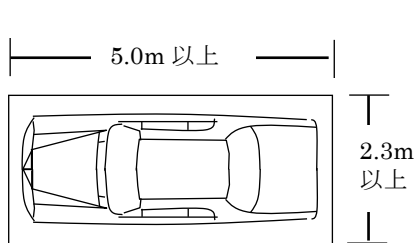
をそれぞれ意味します。

第1 車室について

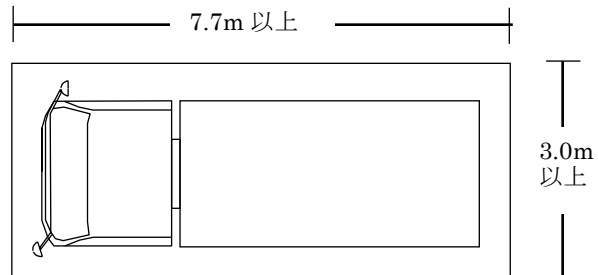
1. 大きさ（条例第8条第1項、第3項）

- 四輪車の車室の大きさは幅2.3m以上、奥行5.0m以上であることが必要です。
- 自動二輪車の車室の大きさは幅1.0m以上、奥行2.3m以上であることが必要です。
- 荷さばき駐車施設にあっては幅3.0m以上、奥行7.7m以上であることが必要です。

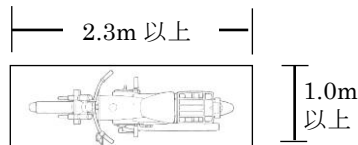
＜四輪車の駐車施設＞



＜荷さばき駐車施設＞



＜自動二輪車の駐車施設＞



規則第6条第2号により、看板の設置その他の方法により、自動二輪車の駐車のために供する部分であることを明示する必要があります。

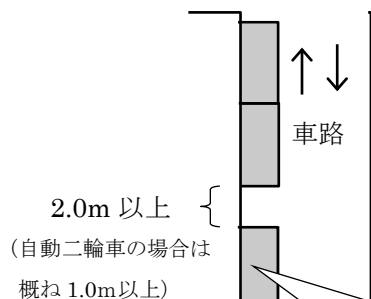
- 注） ・ 建築確認申請の図面における車室の表示は自動車の大きさを表示するのではなく、車室寸法を表示してください。
- ・ 「大阪府福祉のまちづくり条例」の適用を受ける場合は、幅3.5m以上、長さ5.0m以上確保した車室を設置してください。（四輪車用）

2. 配置（条例第8条第1項、第3項）

自動車が安全かつ円滑に走行できる車路により道路に通じている車室の配置は下記のとおりです

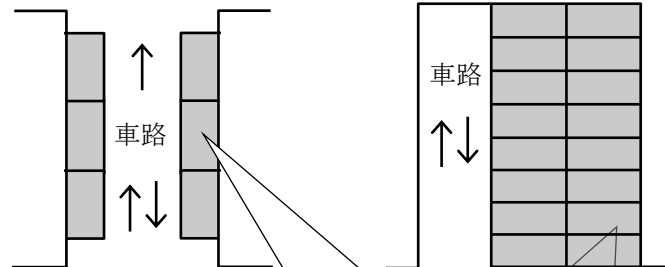
- (1) 自走式の駐車施設等では、他の自動車を動かさずに出し入れが出来る車室の配置であることが必要です。

《可能な例》



他の車室を通過せずに車路に出られます。

《不可能な例》



他の車室を通過しないと車路に出られません

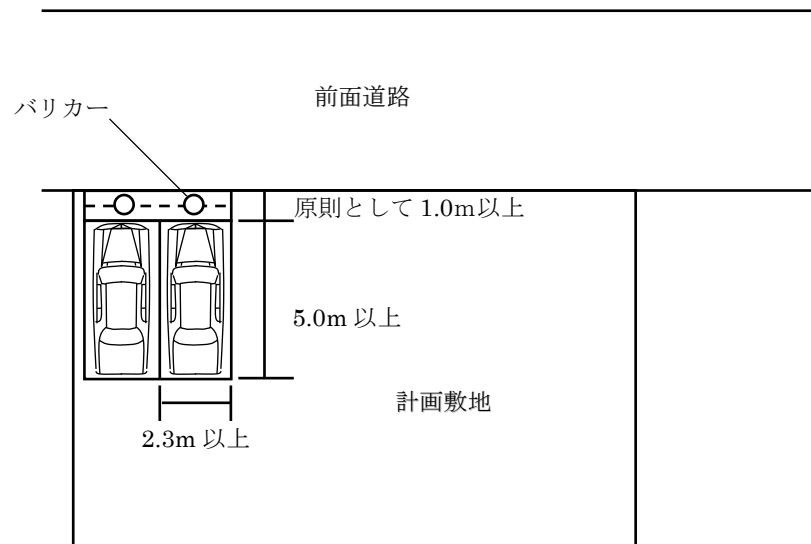
- (2) 前面道路に対して複数の車室が並んで直接面しているような配置（いわゆる串刺し駐車）の取扱いは下表のとおりとし、バリカー等による安全対策が必要です。（自動二輪車及び荷さばき駐車施設についてはこの限りではありません。）

なお、前面道路に歩道がある場合は道路管理者との協議が必要です。

1 前面道路に対して

2 台以下	設置可
3～9 台	配置上やむを得ない場合設置可
10 台以上	不可

設置できる例

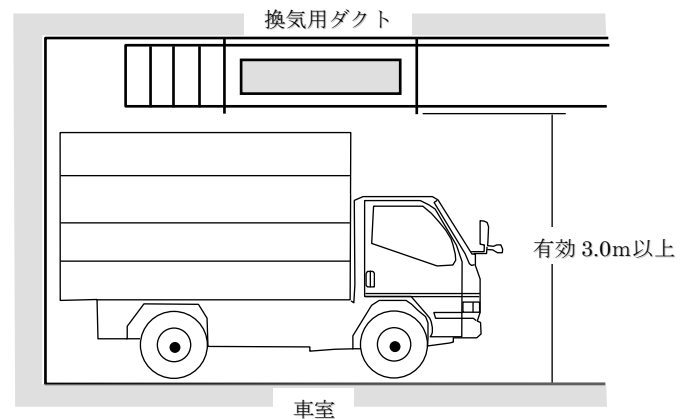
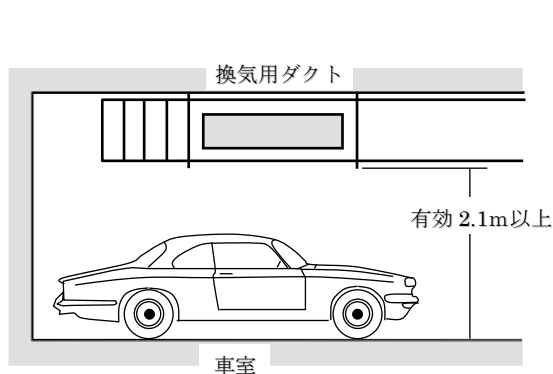


3. 高さ(規則第6条第1号)

車室部分のほり下の高さは2.1m以上（荷さばき駐車施設にあっては3.0m以上）であることが必要です。ただし、特殊な装置（機械式駐車施設）を用いる場合はこの限りではありません。

<一般の駐車施設>

<荷さばき駐車施設>



第2 車路について

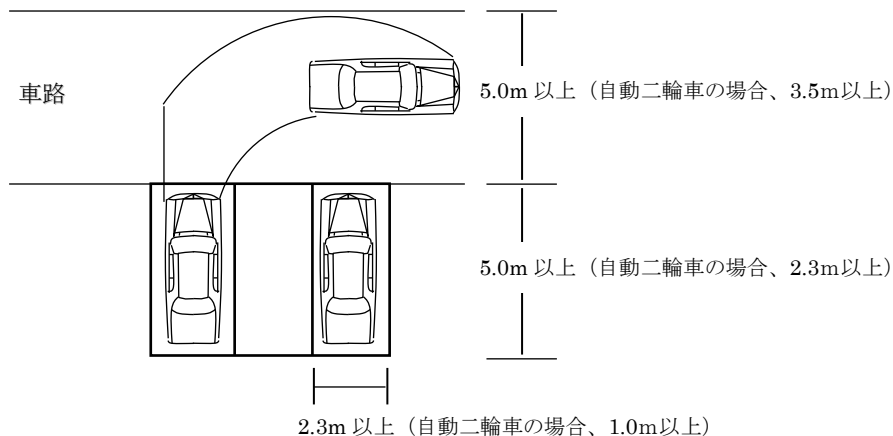
1. 幅員（規則第5条第1号ア～エ）

自動車及安全かつ円滑に走行できる車路の幅員は原則として下記のとおりとします。ただし、駐車場法第12条の設置の届出が必要な駐車施設については、駐車場法の基準を守る必要があります。

(1) 往復通行

○四輪車：幅員5m以上、ただし駐車のために供する部分の面積が 500m^2 以上のものは幅員5.5m以上必要です。

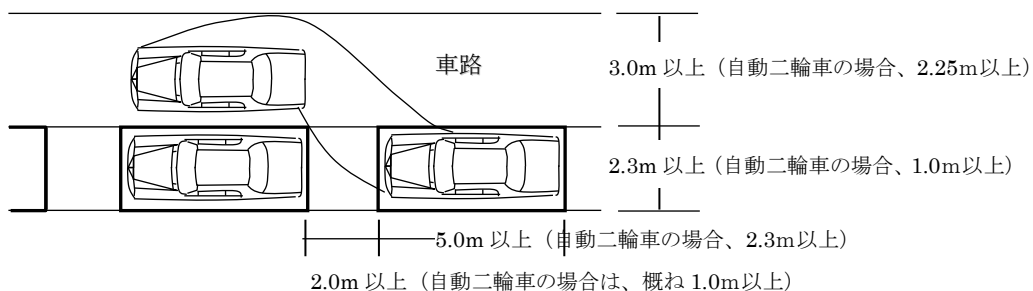
○自動二輪車：幅員3.5m以上。



(2) 一方通行

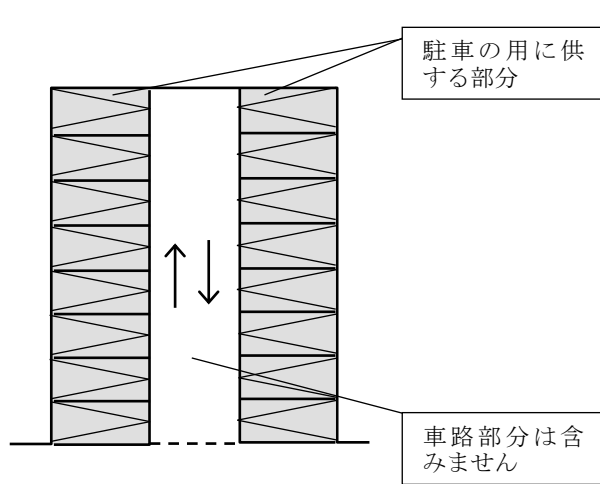
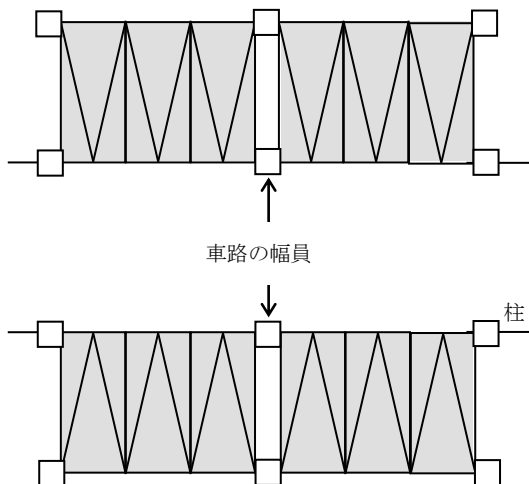
○四輪車：幅員3m以上、ただし駐車のために供する部分の面積が 500m^2 以上のものは幅員3.5m以上必要です。

○自動二輪車：幅員2.25m以上。



注) 車路の幅員とは下図のとおりです。

注) 駐車のために供する部分は下図のとおりです。



- (3) 警報装置、自動車の滞留場所又はこれらに類するものの設置その他自動車が安全かつ円滑に通行することができるための措置が講じられている場合の特例について（規則第5条第1号ただし書き）
（基準第5条）

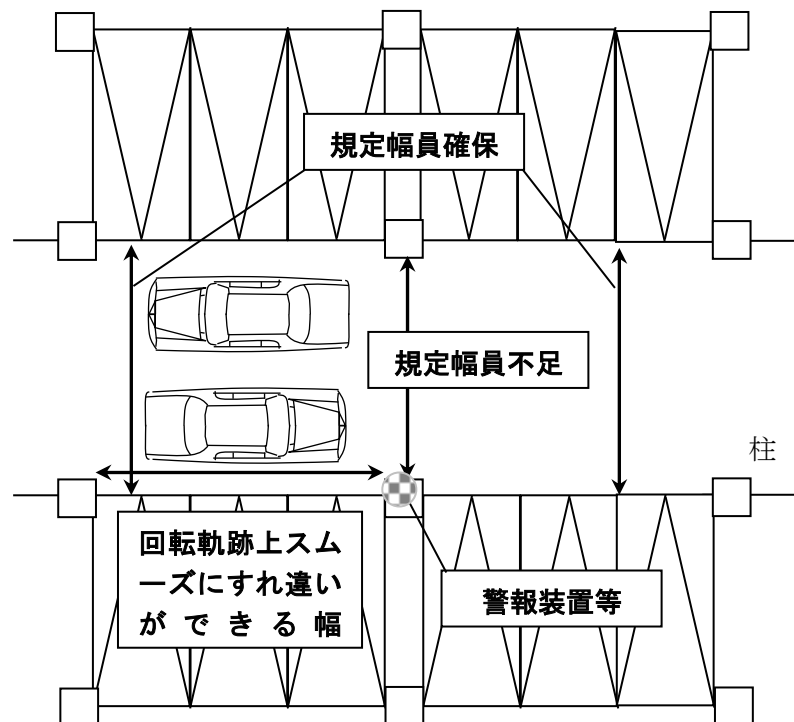
【四輪車】

駐車場面積又は 台数 敷地の間口	500㎡以上	500㎡未満～20台	19台～10台	9台以下
15m 以上	幅員 5.5m 以上 ※	幅員 5.0m 以上 ※	幅員 5.0m 以上 ※	幅員 4.0m 以上 (警報装置等設置)
15m 未満 ～ 10m 以上	幅員 5.5m 以上 ※	幅員 4.0m 以上 (警報装置等設置)	幅員 4.0m 以上 (警報装置等設置)	幅員 3.0m 以上 (信号装置等設置)
10m 未満	幅員 4.0m 以上 (警報装置等設置)	幅員 4.0m 以上 (警報装置等設置)	幅員 3.0m 以上 (信号装置等設置)	幅員 3.0m 以上 (信号装置等設置)

※ 車路の幅員が柱部分等において上表の規定を下回る場合は、その前後で規定の幅員を確保した上で、警報装置等を設置することによって、安全かつ円滑に走行できる車路と見なします。なお、この場合であっても車路の幅員は4.0m以上とします。

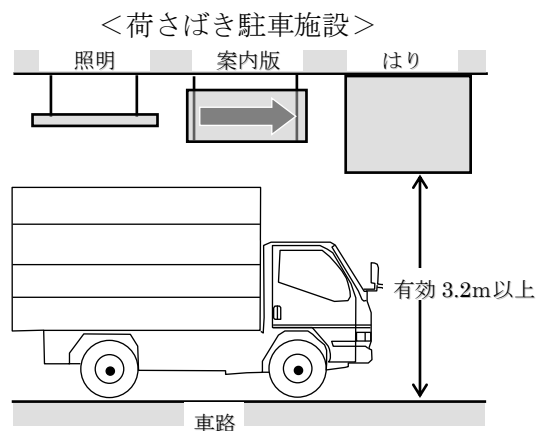
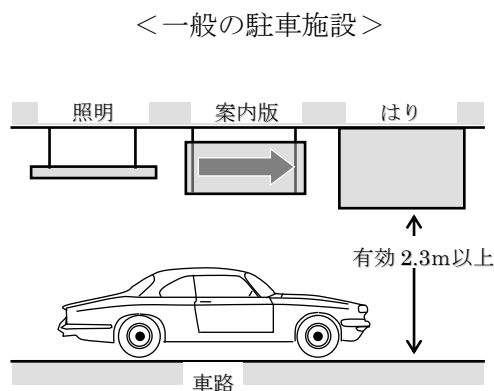
【自動二輪車】

走行しない場合にあっては、敷地の状態及び建築物の構造等やむを得ない場合により、待機スペース等を設けることにより、安全に駐車させ、及び出入させることができる場合は、上記（1）（2）の幅員未満とすることができます。



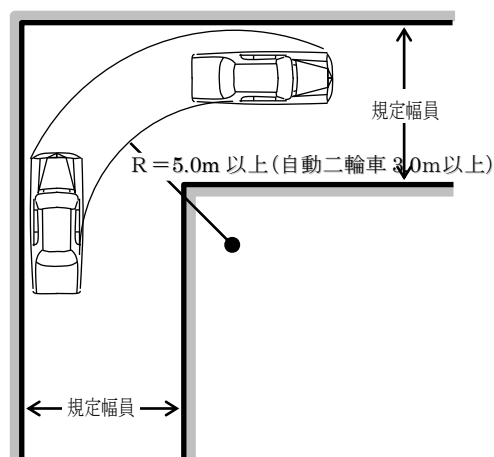
2. はり下の高さ（規則第5条第2号ア）

車路のはり下の高さは2.3 m以上であることが必要です。（荷さばき駐車施設の車路のはり下高さは3.2 m以上であることが必要です。）



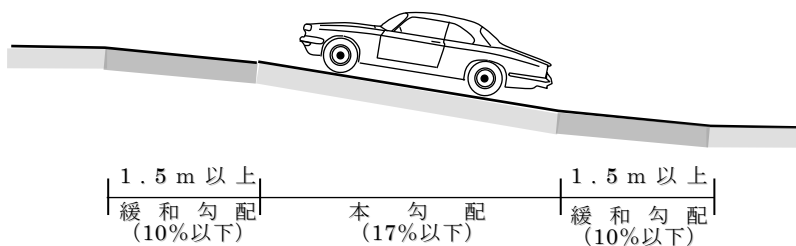
3. 屈曲部（規則第5条第2号イ）

車路の屈曲部の内回り半径は5.0 m以上（自動二輪車の場合は3.0 m以上）であることが必要です。ただし、カーブミラー等で安全対策を講じられている場合この限りではありません。



4. 傾斜部の縦断勾配（規則第5条第2号ウ）

車路の傾斜部の縦断勾配は17 %を超えないことが必要です。また、下図のように傾斜の端部には、1.5 m以上の緩和勾配（10 %以下）を設けることが望ましいと考えております。



第3 特殊装置(機械式駐車施設)について

1. 特殊装置の認定(基準第4条第1号)

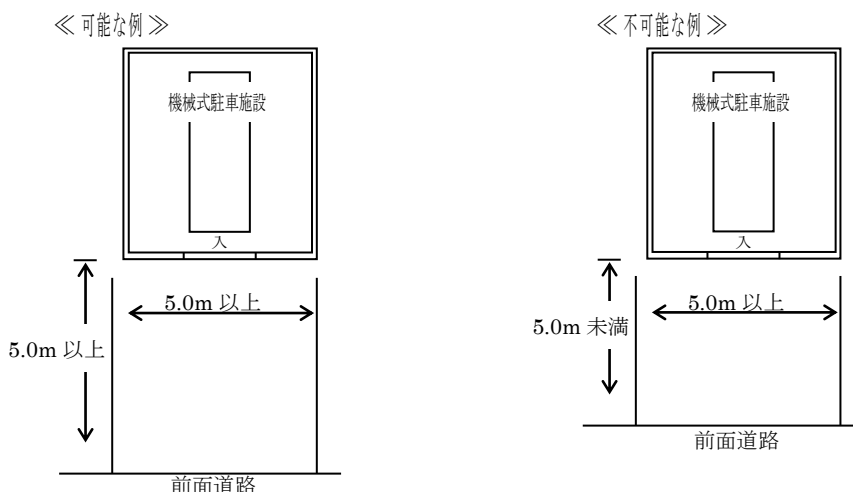
特殊装置は、駐車場法施行規則(平成12年運輸省・建設省令第12号)第4条第1項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(平成26年国土交通省告示第1191号)に適合しているものとして、国土交通大臣が認める装置を用いる必要があります。(詳細については、都市計画局計画部都市計画課まで、お問い合わせください。)

2. 前面空地について(基準第4条第2号、第3号、第4号)

特殊装置を用いる駐車施設等を設置する場合は、特殊装置の前面と駐車施設等の出口又は入口との間には、幅5.0m以上、奥行き5.0m以上の空地(ターンテーブルその他の特殊な装置の管理上必要な構造物であって、自動車が安全かつ円滑に走行するために支障をきたすおそれのないものについては、当該構造物が設置された部分を含む)を設ける必要があります。(船場建築線による敷地後退部分については、前面空地に含むことはできません。)

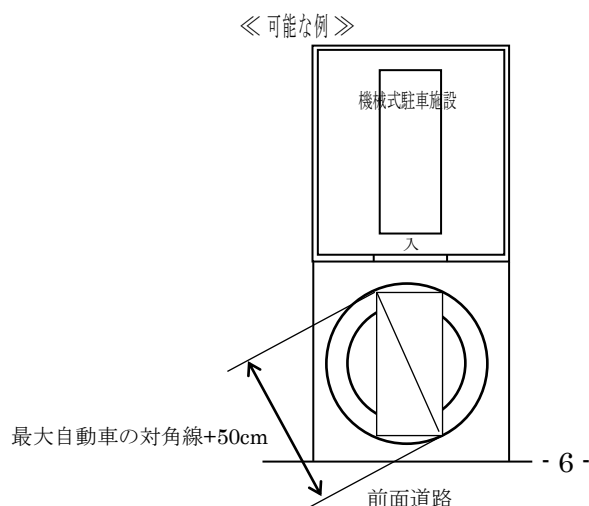
・ 詳細については、下記のとおりとします。

(1) 前面空地の大きさは、幅は5.0m以上、奥行きは5.0m以上とします。



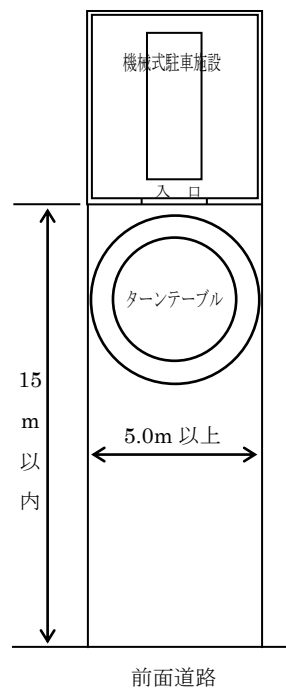
(2) 前面空地にターンテーブルを設ける場合は、当該特殊装置に収容可能な最大自動車の対角線+50cmの空地が必要です。

また、ターンテーブル内蔵型特殊装置を設ける場合でも、規定の前面空地は必要です。



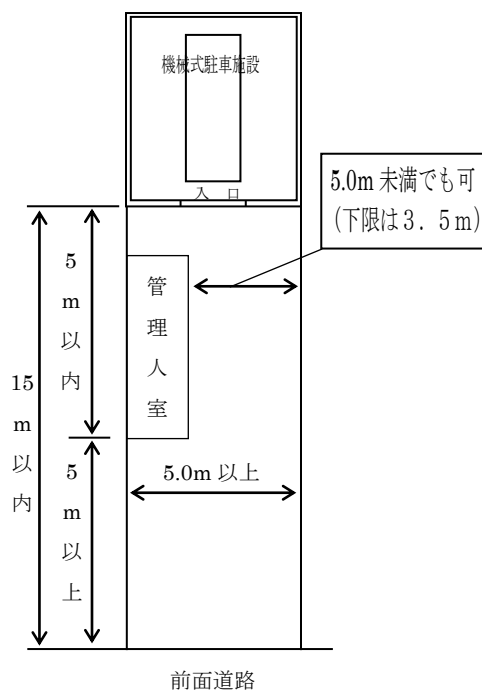
- (3) 前面空地の奥行きは15m以内とし、傾斜又は屈曲は設けられません。この規定を満たさない空地は車路扱いとなります。
(ターンテーブルを設ける場合も、これを前面空地の奥行きに含みます。)

《可能な例》

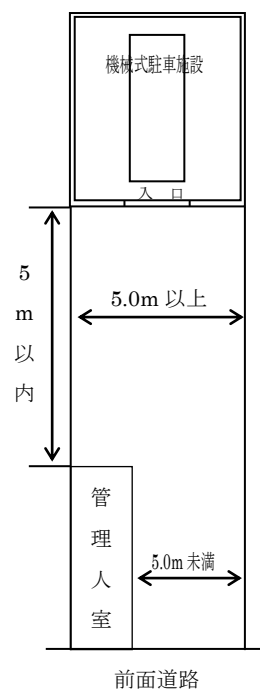


- (4) 特殊装置の扉前面において、やむを得ない理由で5.0m以上の幅員を確保することが不可能な場合は、扉前面から5.0m以内に限り、当該特殊装置の一部と見なし、その前に前面空地をとることができます。

《可能な例》



《不可能な例》



第4 出入口について

1. 出入口設置禁止場所（規則第4条第1号、第2号）

駐車施設等の出入口は、原則として、次の（1）～（6）までに掲げる道路又は、道路の部分に設けることはできません。

ただし、駐車の用に供する面積が50m²以下の駐車施設等には適用されません。

なお、大阪府建築基準法施行条例第50条の適用を受ける自動車車庫にあっては、同条の規定に従う必要があります。

また、大規模建築物事前協議制度の適用を受ける場合は、幅員6m以上の道路に出入口を設ける必要があります。

（1）幅員4m未満の道路。ただし、下記ア、イ、ウ、エのいずれかに該当し、当該敷地を自主後退して道路とあわせて4m以上の幅員が確保される場合はこの限りではありません。

ア．敷地に面している道路がいずれも幅員4m未満の場合

イ．他の法的規制により幅員4m以上の道路に出入口を設けられない場合

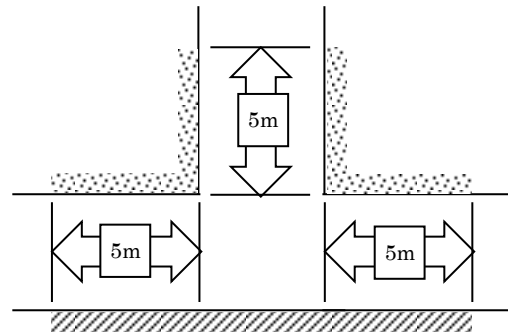
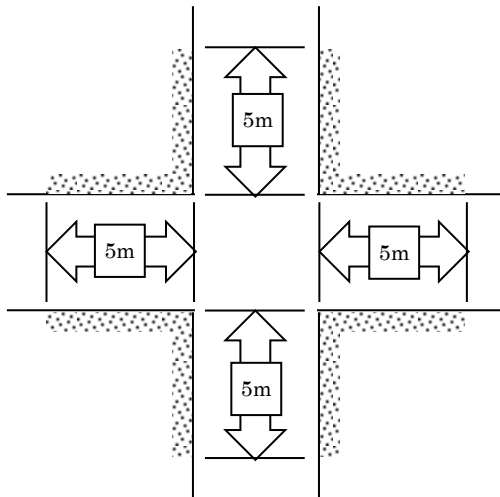
ウ．前面道路が2つ以上ある場合で、幅員4m以上の道路側に既設建築物があり改良不可能な場合

エ．4m未満の道路側に出入口を設けるほうが、周辺の安全な交通に資すると認められる場合

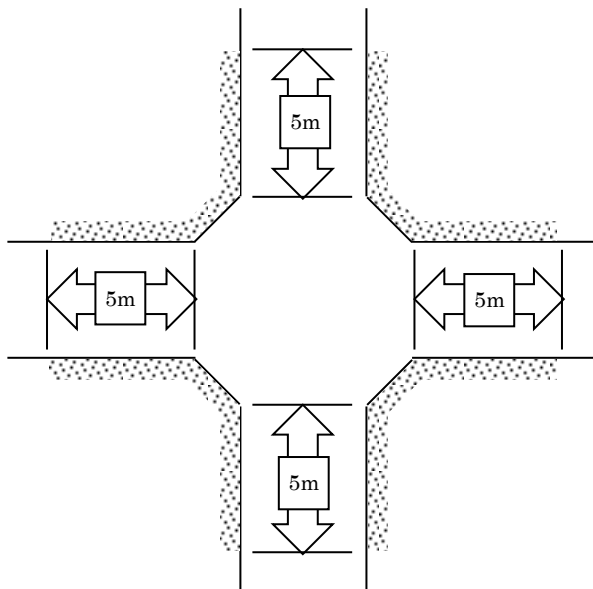
(2) 交差点の側端、道路のまがりかど、横断歩道又は自転車横断帯の側端、横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口からそれぞれ 5 m 以内の部分。

ア. 交差点の側端から 5 m 以内の部分

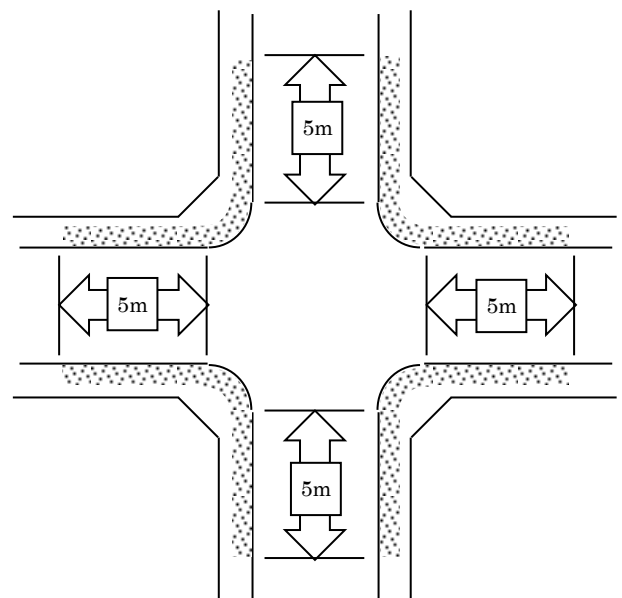
※十字路、T字路その他 2 つ以上の道路の交わる場合における、その 2 つ以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては車道）の交わる部分をいいます。



隅切りのある場合

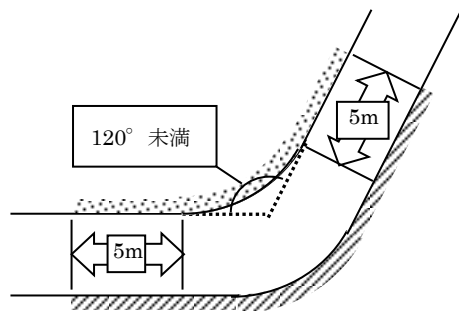
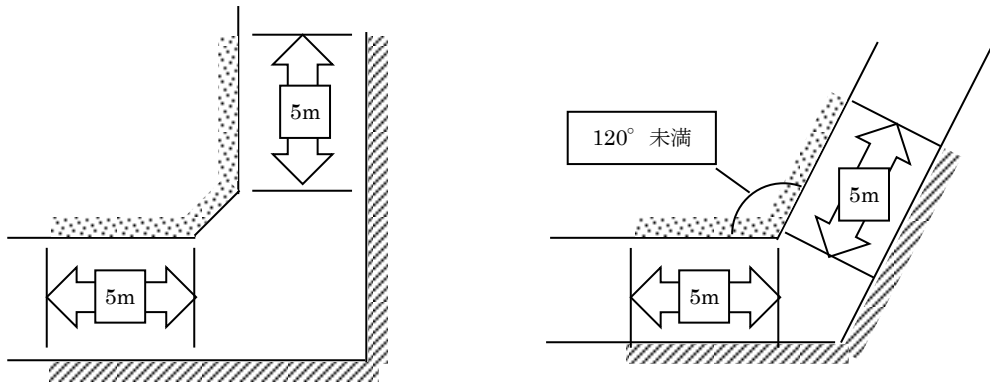


歩道のある場合



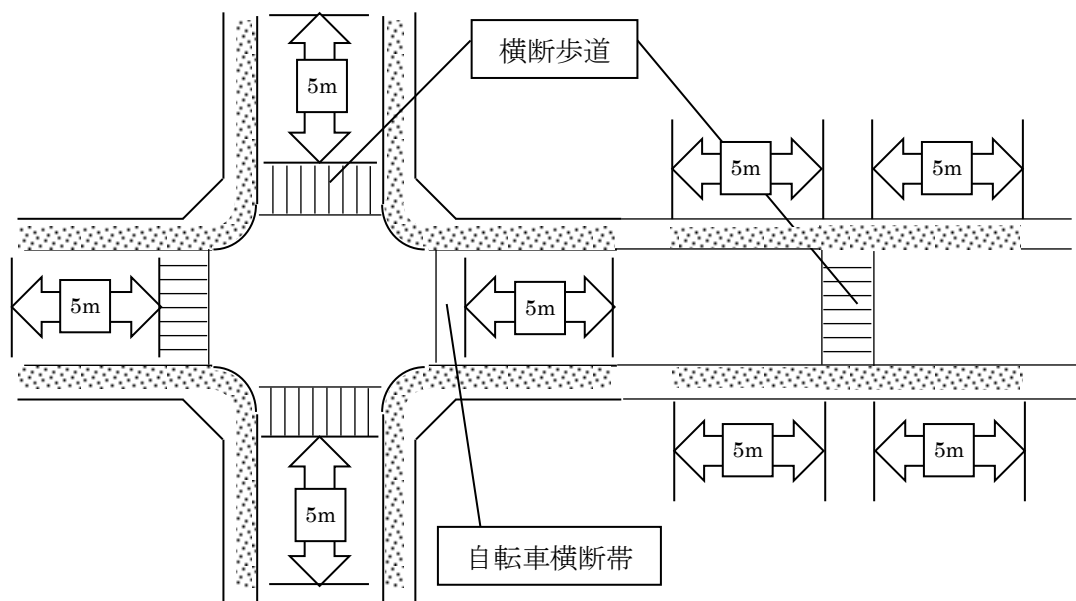
イ. 道路のまがりかどから 5 m 以内の部分

※まがりかどとは道路の折れ曲がり部分で、その内角が 120 度未満のものをいいます。
曲線の場合は、曲線の始点から終点をまがりかどとし、その始点及び終点から 5 m 以内の道路の部分を出入口禁止区域とします。



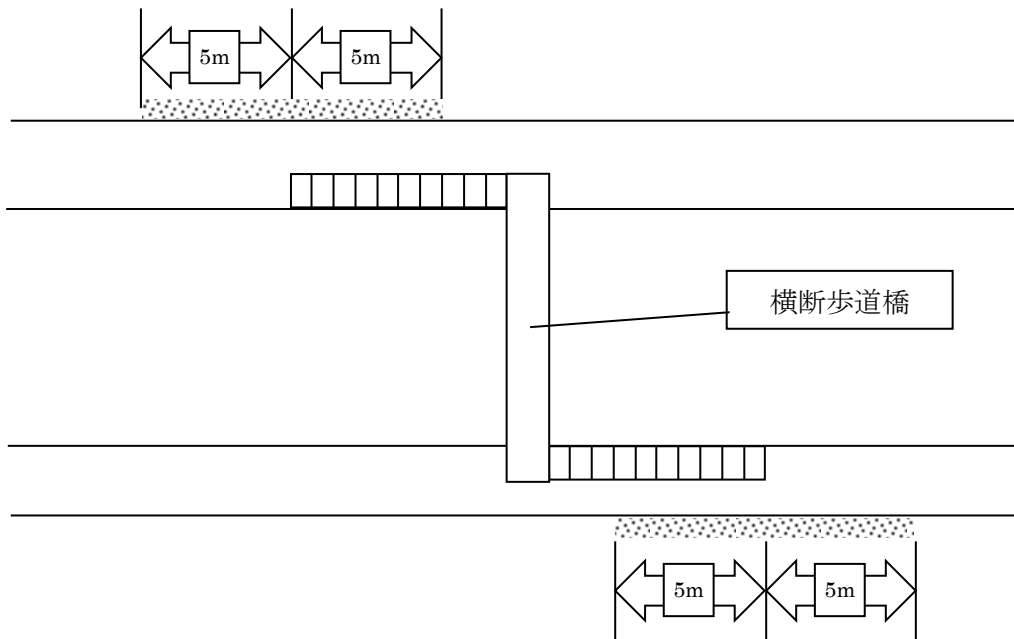
制限対象区域
500m² 以上の駐車施設等については、
信号装置等が設置されていて、安全性
が確保される場合を除き、このハッチ
の部分も制限対象区域

ウ. 横断歩道又は自転車横断帯から 5 m 以内の部分



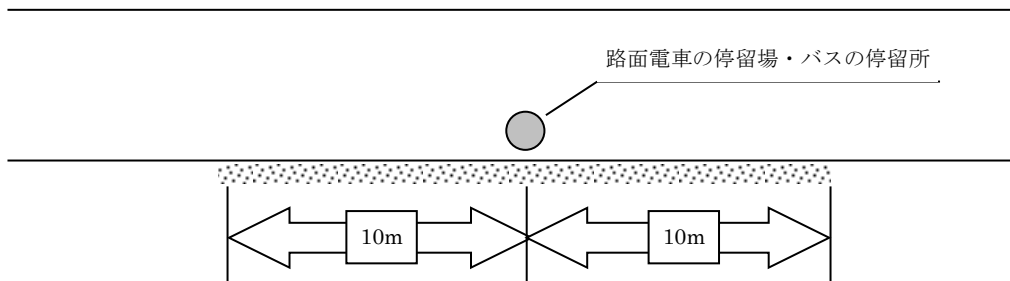
エ. 横断歩道橋（地下横断歩道）

※昇降口を基準とします。



(3) 路面電車の停留場、バスの停留所、安全地帯又は踏切から10m以内の道路の部分。

ア. 路面電車の停留場・バス停留所



イ. 安全地帯

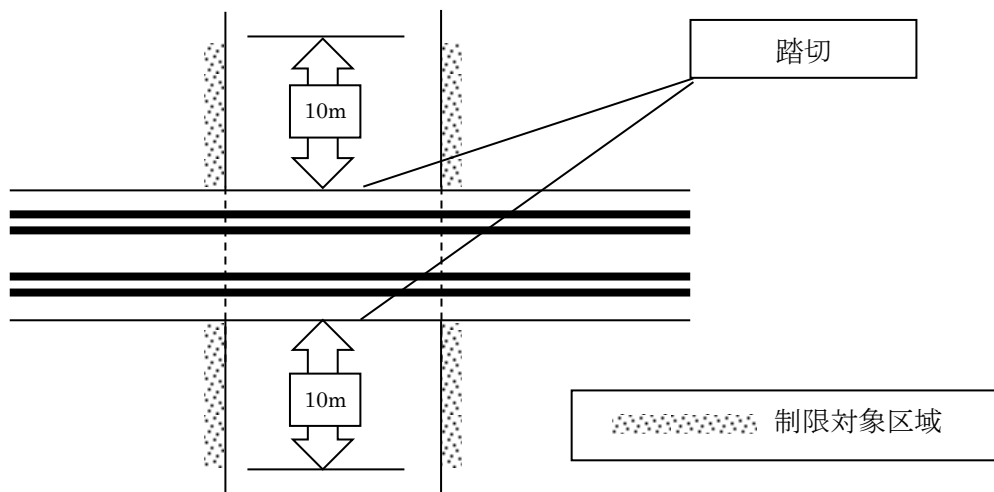
安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

※道路交通法第2条第1項第6号の安全地帯をいいます。

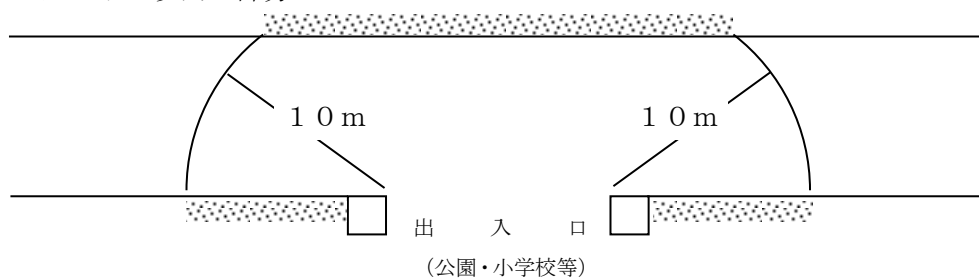


ウ. 踏切

※停止線がある場合は停止線からとし、停止線がない場合は遮断機からとします。

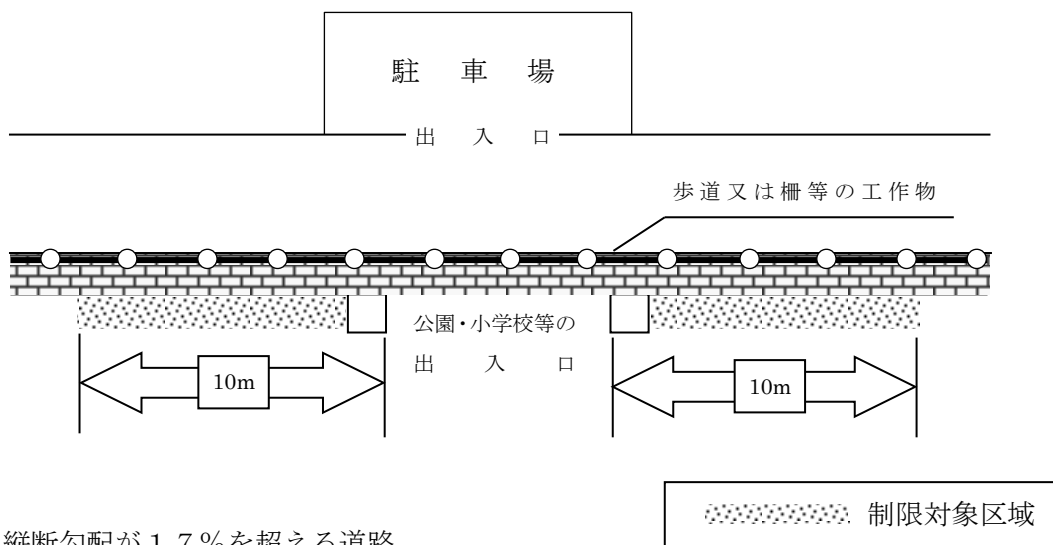


- (4) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 10 メートル以内の部分



ア. 公園、小学校等の出入口とは幼児、生徒等が出入りするところをいいます。

イ. 歩道がある場合、又は柵等の工作物により、幼児、生徒等の安全が確保されている場合は、公園、小学校等の出入口の反対側の部分は制限対象外になります。(ただし、大阪府建築基準法施行条例第50条に該当する自動車車庫にあっては、都市計画局建築指導部で別途協議を行ってください。)



- (5) 縦断勾配が 17 % を超える道路
(6) 橋

2. 前面道路が2つ以上ある場合（規則第4条第3号）

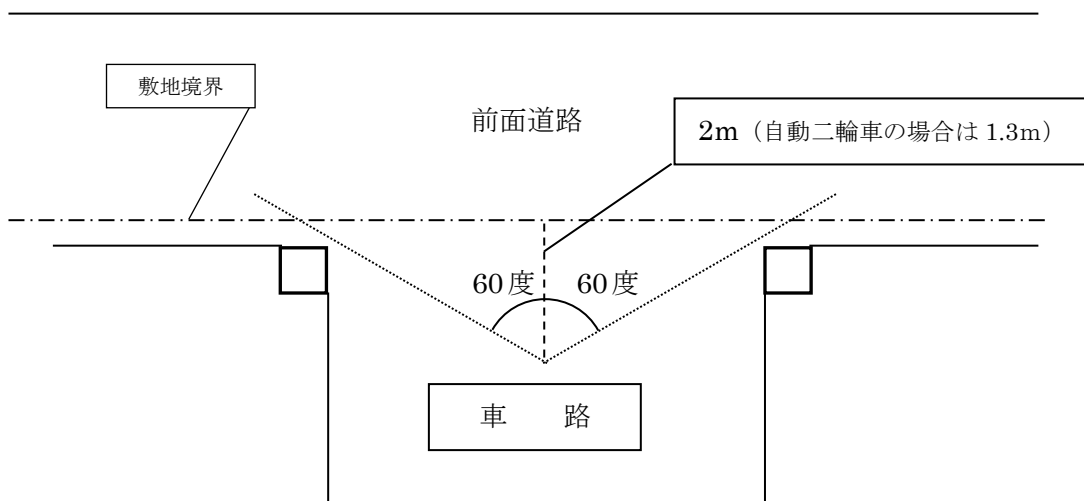
前面道路が2つ以上あるときの駐車場の出入口は、歩行者交通及び周辺環境に支障を及ぼす恐れのない道路に設ける必要があります。

・ただし下記のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 他の法的規制により、幅員4 m以上の道路に面した敷地に入出口を設けられない場合。
- (2) 幅員4 m以上の道路側に既設建築物があり改良不可能な場合。

3. 出口付近の構造（規則第4条第4号）

駐車施設等の出口付近の構造は、道路境界から2 m（自動二輪車の場合は1.3 m）後退した車路の中心線上1.4 mの高さから、左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、道路を通行するものの存在を容易に確認できることが必要です。



注) 上図の見通しが利かない場合は、カーブミラー等の設置により視界を確保することが必要です。

第5 各種申請等について

1. 附置義務緩和申請について

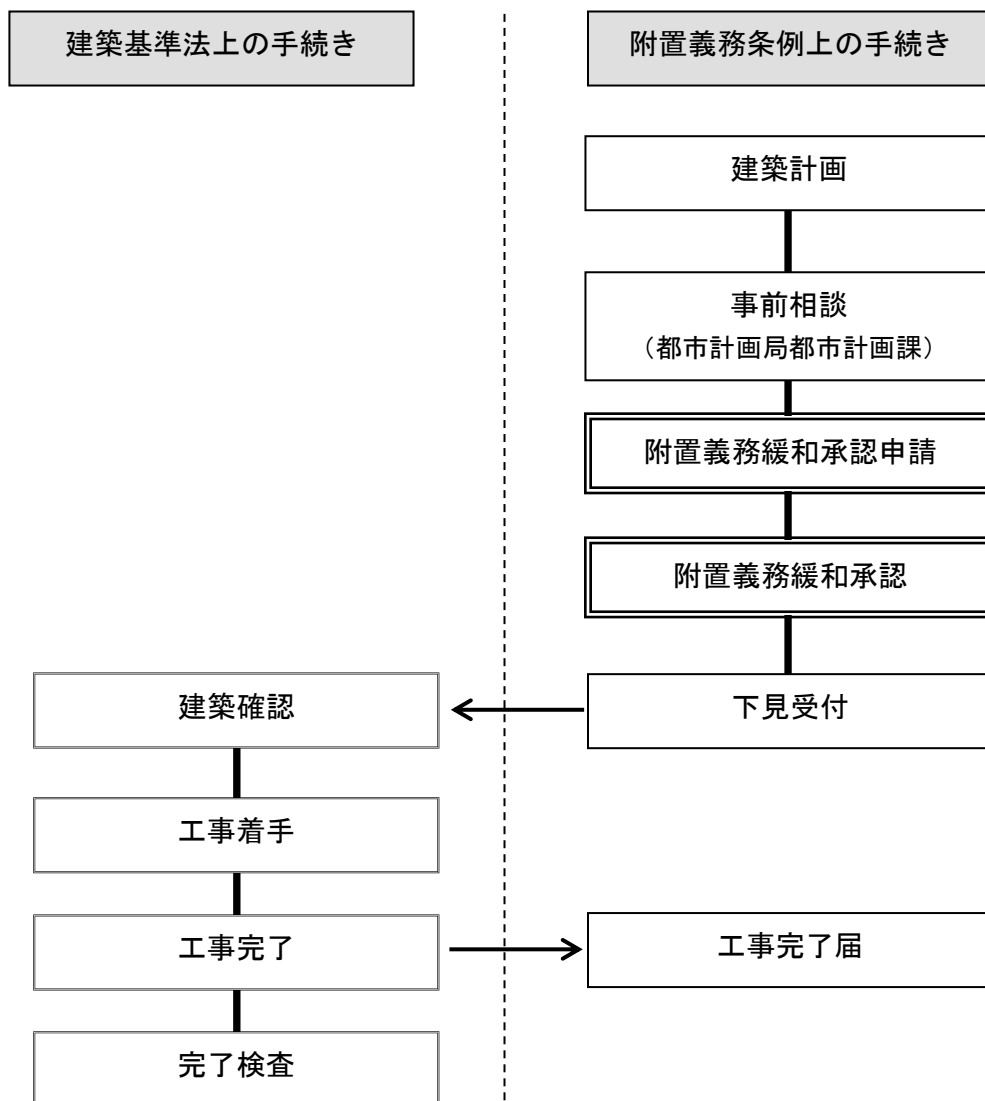
鉄道駅と地下通路又は上空通路等で接続する建築物で市長の承認を受けたものについては、条例第3条第3項の適用により当該建築物の延べ面積に 0.8 を乗じて得た値で附置義務台数を算出することができます。

(1) 承認に必要な条件（いずれにも該当）

ア．建築物の敷地が、駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域内に位置すること

イ．建築物が鉄道駅まで地下通路又は上空通路等で接続することにより、駐車施設の需要を低くする措置がなされた建築物であること。

(2) 承認及び建築行為の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約2週間必要です。

(3) 承認の申請に必要な書類

条例第3条第3項の適用を受けようとする場合は建築確認申請前にあらかじめ市長の承認を得る必要があります。(条例第3条第4項、規則第2条第1項)

・附置義務緩和承認申請書 3通 (このうち、2通は写しでも結構です)

・附置義務緩和承認申請書の添付書類 各3通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	鉄道駅管理者等との協定書 (写し)		
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	予定建築物
4	各階平面図	1/300 以上	予定建築物
5	断面図	1/300 以上	予定建築物
6	立面図	1/300 以上	予定建築物

※番号2～6の各図面に明示すべき事項は、規則別表第1に記載のとおりです。

(4) 承認について

- ・申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、承認条件を付して附置義務緩和承認書2通をお渡しします。(この2通は、建築確認申請の正副に綴じてください)
- ・基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

附置義務緩和承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあっては事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条第4項の承認を受けたいので、
同条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

接続する鉄道 駅等の概要		鉄道駅名称				
		位 置	区		丁目	
		備 考				
当 該 建 築 物 の 概 要	敷 地 の 位 置		区		丁目	
	敷 地 面 積		m ²	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区		駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域			
	延面積 (概ね容積対象面積)		特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		緩和前	m ²	m ²	m ²	
		緩和後	m ²	m ²	m ²	
	附 置 義 務 台 数	緩和前	台	設 置 台 数	台	
		緩和後	台			
工 事 着 手 予 定		年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人		住所				
		氏名 印 TEL				

注) 申請者の氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

附置義務緩和承認書

大阪市指令都計（駐緩）第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第2条第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。
2. 申請建築物が存続する限り、鉄道駅施設等との接続を継続し、適正に維持、管理すること。
3. 鉄道駅等との接続が不可能となったときは、緩和前の附置義務台数を、やむを得ない場合を除き敷地内に確保すること。

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

2. 附置義務緩和工事完了届について

条例第3条第4項の承認を受けた建築物については、工事を完了したときに、工事完了届を提出することが必要です。(規則第2条第2項)

・ 工事完了届 2通

・ 工事完了届の添付書類 各2通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	写真		接続する部分
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	当該建築物
4	各階平面図	1/300 以上	当該建築物
5	断面図	1/300 以上	当該建築物
6	立面図	1/300 以上	当該建築物

※番号2～6の各図面に明示すべき事項は、規則別表第1に記載のとおりです。

工事完了届

年 月 日

大 阪 市 長 様

(届出者) 住所

(法人にあっては事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

大阪市指令都計（駐緩）第 号で承認を受けた建築物の工事が完了したので、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

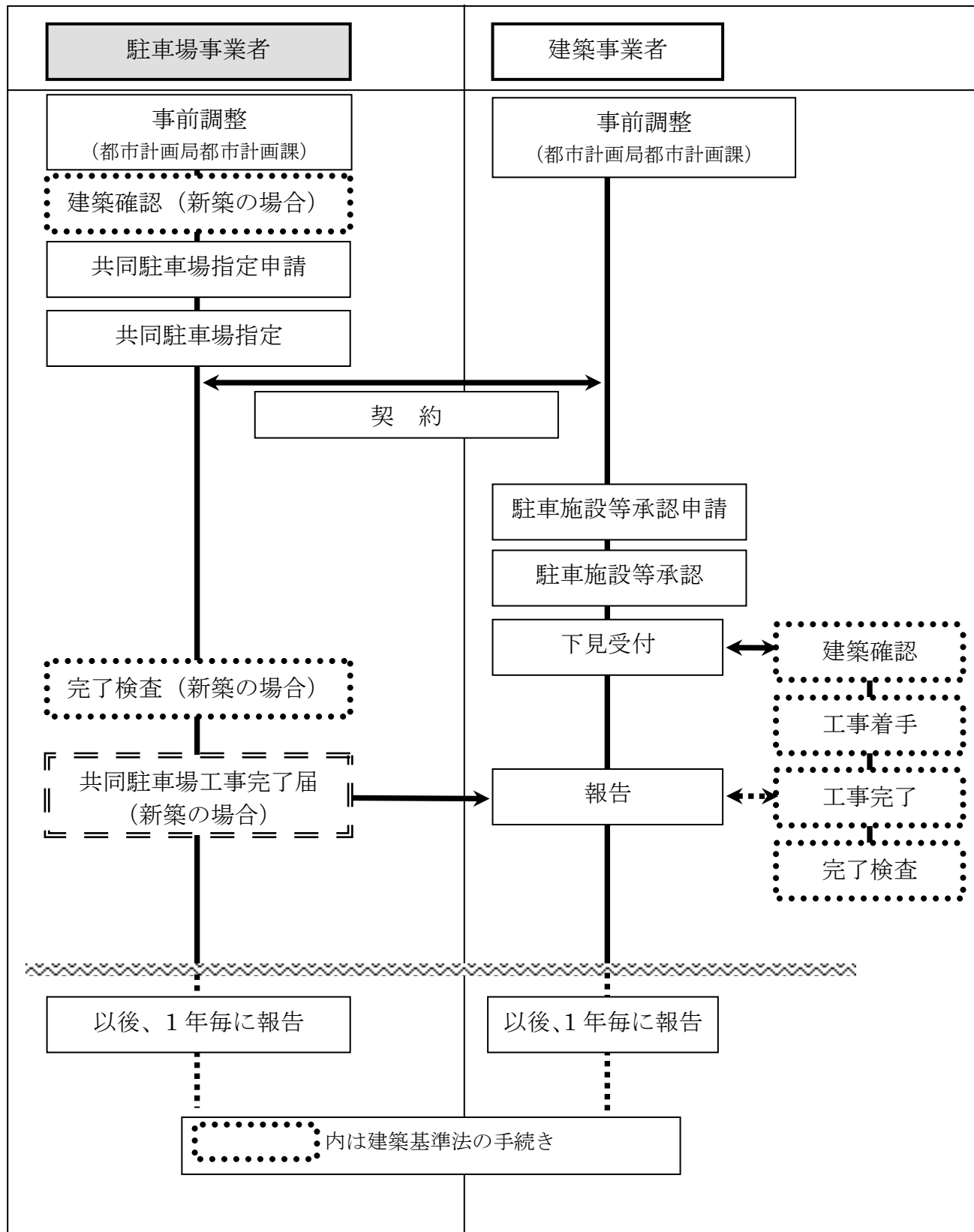
接続する鉄道 駅等の概要		鉄道駅名称				
		位 置	区		丁目	
		備 考				
当 該 建 築 物 の 概 要	敷 地 の 位 置		区		丁目	
	敷 地 面 積		m ²	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区		駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域			
	延面積（概ね容積対象面積）		特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		緩和前	m ²	m ²	m ²	
		緩和後	m ²	m ²	m ²	
	附 置 義 務 台 数	緩和前	台	設 置 台 数	台	
		緩和後	台			
工 事 着 手 予 定		年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人		住所				
		氏名 印 TEL				

注) 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3. 共同駐車場の指定について（駐車場事業者の手続き）

市長が指定する共同駐車場に附置義務駐車施設等を設置する場合は、当該建築物の敷地内に附置義務駐車施設等を附置しないことができます。

＜附置義務駐車施設等の共同駐車場への設置にかかる手続きの流れ＞

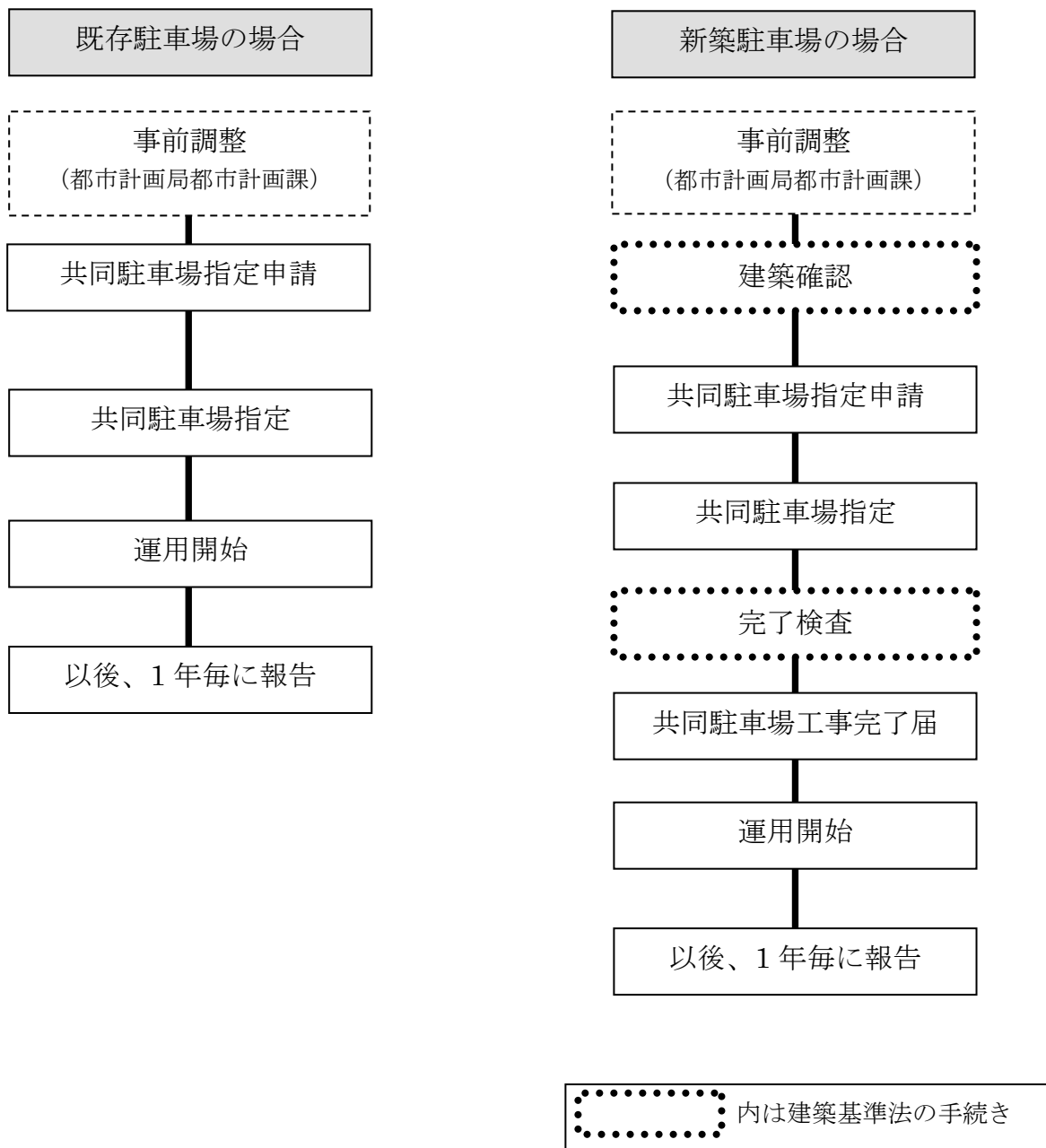


共同駐車場の指定（駐車場事業者の手続き）

（１）指定に必要な条件（すべてに該当）（基準第７条）

- ア．建築物である駐車施設等であること（※いわゆる「青空駐車場」の部分は含みません。）
- イ．駐車のために供する面積が 500 ㎡以上の規模を有する駐車施設等であること
- ウ．条例第 8 条の規定に適合すること
- エ．駐車施設等の出入口付近の道路に当該駐車施設等を利用する自動車の滞留が発生しないこと
※周辺の交通に与える影響が軽微であることが必要です。

（２）指定及び建築行為の手続きの流れ



(3) 共同駐車場の指定の申請に必要な書類（規則第7条第2項）

条例第9条第2項の共同駐車場の指定を受けようとする場合は、規則第7条第2項の指定申請を行う必要があり、次の書類を添えて市長に提出し、市長から指定を得る必要があります。

・共同駐車場指定申請書 2通（このうち、1通は写しでも結構です）

・共同駐車場指定申請書の添付書類 各2通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	理由書		別記様式見本あり
2	検討書		様式自由
3	共同駐車場概要書		別記様式を使用
4	付近見取図	1/5,000 以上	
5	配置図	1/300 以上	当該駐車施設
6	各階平面図	1/300 以上	当該駐車施設
7	断面図	1/300 以上	当該駐車施設
8	立面図	1/300 以上	当該駐車施設

※番号4～8の各図面に明示すべき事項は、規則別表第2に記載のとおりです。

【検討書】

当該駐車施設が周辺に与える影響について下記の通り検討した内容を添付してください。

（検討項目）

○出入口付近の前面道路の渋滞状況

- ・前面道路の自動車交通量を確認し、当該駐車施設を利用する自動車が周辺の交通に与える影響を検討してください。

○入庫待ち車輛の検討

- ・来台数と施設内の駐車待ちスペースの検討を行い、道路に駐車待ちの自動車の滞留が発生しないかどうかを検討してください。

○出入口付近の前面道路の歩行者及び自動車と入出庫する自動車の輻輳状況の検討

- ・前面道路の歩行者及び自動車の交通量を確認し、入出庫する自動車との輻輳状況を検討し、敷地の前面道路に与える影響が軽微であることを確認してください。

○当該駐車場の利用実態

- ・最近の利用状況から、共同駐車場指定台数分以上の台数がピーク時においても空いていることを確認してください。

【その他添付資料】

○新築する駐車施設の場合は「確認済証」を添付してください

○既存の駐車場の場合は「検査済証」及び現況の写真を添付してください

○特殊な装置を用いる場合は、大臣認定書等の写しを添付してください

(4) 共同駐車場の指定

- ・申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、指定条件を付して共同駐車場指定書をお渡しします。（適切に保管しておいてください。）
- ・基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

共同駐車場指定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあっては事務所の所在地）

氏名

㊟

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第2項の共同駐車場の指定を受けたいので、同条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容		新 規 ・ 変 更 （前指定番号：第 号）			
申 請 分 類		新 築 ・ 既 存			
申 請 理 由					
駐 車 場 名 称					
位 置		区 丁目			
地 域 ・ 地 区		駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域			
規 模		台 台（自動二輪車）			
指 定 台 数		台 台（自動二輪車）			
構 造		自 走 式 ・ 機 械 式			
新築の場合	工 事 着 手 予 定	年	月	工事完了予定	年 月
既存の場合	検査済証交付年月日	年	月 日	検査済証番号	第 号
代 理 人		住所 氏名 印 TEL			

注）申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

理 由 書

年 月 日

「建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準」第7条の基準に適合する理由は下記のとおりであります。

記

共同駐車場指定書

大阪市指令都計（駐共）第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第7条第2項の規定により
年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり建築物における
駐車施設の附置等に関する条例第9条第2項の共同駐車場に指定します。

（指定条件）

1. 添付している申請内容について指定する
2. 申請共同駐車場に、共同駐車場であることを示す掲示板を掲げること
3. 当該指定に係る駐車施設等の状況を示す報告書を、毎年1回提出すること
4. 指定した共同駐車場に変更が生じる場合には、あらかじめ変更指定申請を行うこと
5. 共同駐車場の運用形態を変更する場合は、あらかじめ本市担当者と協議を行うこと

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び
取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

共同駐車場概要書

年 月 日
大阪市指令都計（駐共）第 号

駐 車 場 名 称				
位 置		区 丁目		
地 域 ・ 地 区		駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域		
規 模		台 台（自動二輪車）		
指 定 台 数		台 台（自動二輪車）		
構 造		自 走 式 ・ 機 械 式		
検査済証交付年月日		年 月 日	検査済証番号	第 号
備 考				
申 請 者 氏 名				
連 絡 先	氏 名			
	電話番号	()		
付 近 見 取 り 図				

※共同駐車場の出入口の位置を記入すること

注）この書類は大阪市都市計画局計画部都市計画課において閲覧に供します。

4. 共同駐車場工事完了届について

条例第9条第2項の指定を受けた共同駐車場については、当該共同駐車場の工事を完了したときに、速やかに共同駐車場工事完了届を提出することが必要です。（規則第7条第4項）

・ 共同駐車場工事完了届 2 通

・ 共同駐車場工事完了届の添付書類 各 2 通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	写真		駐車施設、出入口等
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	当該共同駐車場
4	各階平面図	1/300 以上	当該共同駐車場
5	断面図	1/300 以上	当該共同駐車場
6	立面図	1/300 以上	当該共同駐車場

※番号2～6の各図面に明示すべき事項は、規則別表第2に記載のとおりです。

共同駐車場工事完了届

年 月 日

大 阪 市 長 様

（届出者）住所

（法人にあっては事務所の所在地）

氏名

㊞

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

大阪市指令都計（駐共）第 号で指定を受けた共同駐車場の工事が完了したので、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

駐 車 場 名 称			
位 置	区	丁目	
地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域		
規 模	台 台（自動二輪車）		
指 定 台 数	台 台（自動二輪車）		
構 造	自 走 式 ・ 機 械 式		
検 査 済 証 交 付 年 月 日	年 月 日	検 査 済 証 番 号	第 号
代 理 人	住所 氏名 印 TEL		

注）届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

5. **共同駐車場の状況報告について**

共同駐車場の所有者は、当該指定に係る駐車施設等の現況（敷地外駐車施設等の設置状況）について、毎年1回、市に報告する必要があります。（規則第7条第5項第2号）

- ・ 報告書 1 通（別記様式見本あり）
- ・ 付近見取図 1 通（当該共同駐車場と対象建築物の位置を示してください）

報 告 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所

(法人にあっては事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

㊞

大阪市指令都計（駐共）第 号で指定を受けた共同駐車場の状況について、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第7条第5項第2号の規定により報告します。

共同駐車場の概要

駐 車 場 名 称			
位 置		区	丁目
地 域 ・ 地 区		駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域	
規 模（うち指定台数）		台（ 台） 台（ 台）（自動二輪車）	
構 造		自 走 式 ・ 機 械 式	

共同駐車場に附置義務駐車施設等を設置している建築物の状況

番号	契 約 者	建 築 物 の 位 置	契約台数
1			台
2			台
3			台
4			台
5			台
合 計			台

注）報告者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。